HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランス公法最近文献覚え書き
Author(s)	深瀬, 忠一; 中村, 睦男
Citation	北大法学論集, 26(4), 175-190
Issue Date	1976-03-29
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16200
Type	bulletin (article)
File Information	26(4)_p175-190.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資料

フランス公法最近文献覚え書き

深瀬忠一
中村睦男

まえおき

前年に引き続き、一九七五年中に筆者が眼を通すことのできたフランス公法最近文献を、取敢えず、簡単に紹介・批評しておこう。この覚え書きの趣旨は、前回（北大法学論集二五巻四号一四九頁以下）と全く同じであるが、網羅的・体系的概観には至らず、脱漏があり、また誤解もあるかもしれない。同学諸兄の教示をたまわりうれば幸である。

なお、一九七五年には、二月にパリ大学Ⅱ教授J・ロベール氏を北大法学部に迎え、講演・研究会三回、一一月には同大学教授R・ドラゴ教授を迎えて二回の講演・研究会を行ない、新鮮・貴重な知識・示唆をえた。その成果についても、記録しておくこととする（一九六六年、J・ロベール教授およびM・デュヴェルジェ教授を迎えた際の講演等の記録は、本誌一七巻三号参照）。

フランス公法最近文献の通観

西欧とくにフランスの政治体制について

Duverger (Maurice), La monarchie républicaine, ou comment les démocraties se donnent des rois, Paris, Robert Laffont, 1974, 284 p.「共和的君主制、もしくは諸民主制が如何に王達に身を委ねているか」は、現代西欧民主制における大統領ないし首相の君主的支配の逆説的実態の類型的分析として、デュヴェルジェ憲法・政治学の特色を大胆に集約した著書であり、示唆に富む。

前著「ヤヌス、西欧の二つの顔」（本誌二五巻四号一五〇―一五一頁紹介。邦訳、宮島喬訳、木鐸社、一九七五年九月刊、あり。R. F. S. P. 1975 no. 3 p. 547―559, Polémiques 欄に、Seurin (J.-L.) の全面的批判がある）に続き、一九七三年九月チリーのクーデターによるアジェンデ政権の崩壊直後、一九七四年ポンピドウの急死と大統領選挙の前の時点で、広汎な読者を対象とした、半ば啓蒙書であるが、憲法・政治学に新たな展望を与える問題提起の書ともいえよう。

「共和的君主制」という逆説的用語が、現代イギリスの首相ないしドゴール体制の性格づけとして、一〇余年前既に使用されていたことには、筆者も注目していた（深瀬、議会制民主主義の展開、現代の立法、岩波書店一九六五年、五八頁参照）が、デュヴェルジェは本書において、その用語を軸として現代西欧諸民主制の一般的動向と機能の実態を分析する。

まず、「共和的君主制」を次のように限定的に定義する。「一人の人間が自からの掌中に統治権を集中的に保持するが、その統治権は、真に民主的な過程すなわち自由で競走的な選挙によって、受けかつ喪失するような制度」、と。これと類似の古い君主例として、ワシントン、ナポレオン、ジスレリを挙げ、現代の君主例として、ドゴール、ブラント、パルム、ヒース、ニクソンを挙げ、現代共和的君主制形成の心理的・経済的・国家機構的理由を述べる。西欧的大国中、イタリアと日本だけが、共和的君主をもたない、例外だという。

しかし、この君主制も制限君主制（モナルシー・リミテ）であり、選挙と政党と議会により君主権力は制限される。現代議会の機能は、立法・財政の法的限界を画定し、政府を統制し、市民の諸要求を表明することに、限られるようになってきた。

そして、現代西欧の三つの君主制類型を、アメリカ的大統領君主制、イギリス的新議会君主制、フランス的半大統領君主制に分類し、検討する。

そのような動向をふまえ、フランス自体の政治制度運用の規則としての憲法装置の検討に立ち入る。王としての大統領と首相・大臣達との関係、および議会が主人か奴隷かを問い直す。その結果、先行共和制における政府の不安定・弱体性は今日亡霊となり、大統領万能・「支配された議会」の実態があるのだから、今後考うべきことは、議会ではなく大統領・政府権力の制限であり、憲法上の議会権力制限規定を緩和し（議事日程の一部は議会が決め、一括投票制を制限し、議員の発言時間を与野党半分づつとし、調査委員会設立を認める等）、憲法裁判所にそれらを確保させる方向が望ましい改正方向だとする。

さらに、王が議会の政党状況次第で変身するという、今日のフランス憲政実態上の核心部分に分析を加える。もし、議会で規律

ある多数党が存在する場合、それに支持された王は執行・立法両権（「国家の権力」（プヴワール・デタール・トリビュニシヤン）と呼んだ方がいい）を掌握、反対党は「護民官的権力」として「阻止権」を持ち、選挙民にアピールするという、「多数（マジョリテ）・対・反対（オポジシオン）」という権力分立が現実に機能し、立法権・対・執行権の古典的分立観念は、実態に合わなくなった。もし、議会に結束した多数与党が無いか、反対党ないし左翼連合が多数議席を占めた場合、大統領は屈従するか辞職するか、様々の予想しうる可能性を検討するこの部分は極めて興味深い。袋小路に追い込まれ、暴力・クーデター・独裁制に走ることを警戒。

さいごに、王と人民との関係について仲介者達（メディアトウール）に注目、王個人の力倆・声望で支配する君主制と、自律性ある政党・連合・小集団の組織により支持・統制される集団指導的・制度的君主制とを区別、左翼連合に支持されたミッテランが大統領となれば、後者に近づくとし、同連合の共同綱領の重要性と社共の分裂の愚を強調。

結論として、フランス第五共和制の政治の進化は、議会における従順な多数党の存在によって支えられてきたが、大統領と議会多数派が基本的に相対立するに至れば重大な危機となり、憲法は解決の制度装置を充分備えていない。結局衝に当る人々の民主的ルール実行の意志なくして解決できることではないが、フランスの政治体制の将来は、反対派よりも体制支持派（のファッショ化）によっておびやかされるように思える。自由主義理論が議会を民主制の保護者とし、執行権から独裁制の危険が来ると教えたことは、再考を要する。ヒットラーは大統領になれず、議会を通じて政府権力を奪取した。チリのアジェンデは直接公選による大統領の任務を死守し、軍事クーデターを支持した議会の多数派よりも、よりよく民主制を体現しえた、と結ぶ。

本書は、そのように近い将来の大統領選挙を予測した啓蒙・実践の書であるが、憲法政治学の基礎理論として、その観察や分析命題は「基本的に正当」（フォンダマンタルマン・ジュスト）ないし「正確」（エクザクト）とF・ゴゲルにより評されている（R. F. S. P., 1975, no. 1, p. 123—127）とおり、巨視的動向の現実的把握として基本的に正しいと筆者も考えるし、示唆される点が少なくない。デュヴェルジェ憲法政治学の本領である政党論を基軸とした政治制度類型論をふまえ（cf. Institutions politiques et droit constitutionnel, 12 éd., 1971, p. 229—333.）、直接公選の大統領により強い信頼をおく彼の見解が印象的である。最近のフランスでは、大統領を「王」と呼ぶ論説が目につく（P. Viansson-Pontés, Le secret du roi, Le Monde hébd., 8—14 janv. 1976）が、本書の論調と無関係ではあるまい。なお、本書は、わが国における天皇制

と民主制をめぐる「君主制」「共和制」論議のあり方にも、新たな光りを与えうるのではあるまいか。

ジスカール・デスタン大統領下（cf. Un un de présidence, Le Monde hébd. 22 mai 1975）の一九七五年の政治生活の総括は、ヴィアンソン・ポンテの優れた要約（1975, année de l'indifférence, Le Monde hébd., 1–7 janv. 1976 cf. du même, Lettre ouverte à J. Chirac, Nouv. Obs., 19 janv. 1976）が参考になる。また、一九七五年に出版された次の二著が、権力側ナンバー3および反政府連合ナンバー1の生きた思想と人間を知るため、好文献だと思われる。

Poniatowski (Michel), Conduire le changement, essai sur le pouvoir, Fayard, 1975, 252 p.「変化を導く。権力にかんする随想」は、ジスカール・デスタン大統領選挙の総帥であり、現内相、独立共和派党首で、現政権第三の人物であるポニアトウスキー（cf. J. Robert, Le Triumvirat, Le Monde, 28 janv. 1975）の、対話録である。「権力からみた権力」論（紹介 Le Monde hébd., 5–11 juin 1975）ともいえよう。もっとも、彼自身の個人的見解であり、公的な政府の意見ではない。

大統領選挙、権力をめぐる実際的・理論的諸問題、未来からの衝撃に対する権力のあり方、権力の新しい諸原則ないし「解放された社会に向って」、語っている。ミッテランは敗けてばかりの過去の人物、マルクス主義は時代遅れ、自主管理は官僚制になる等々辛辣な批判や、革命とは異る現代的改良・変化を指導する権力の思想が語られている。cf. Un entretien, Le Monde hébd. 11 déc. 1975.

Mitterrand (François), La paille et le grain, chronique, Flammarion, 1975, 301 p.「藁（わら）と実（み）」は、左翼連合指導者ミッテランが書いた、新聞・社会党誌掲載および未公表の時論・随想を、一九七一年九月から一九七四年五月大統領選終了時まで、年月順にまとめたものである。「二つのフランス」のうち、権力と反対の側からの見方、批判、指針およびミッテランの人間を知るため、参考になる。なおミッテランには、この種前著 Le coup d' Etat permanent, Plon, 1965. がある。

フランス政治制度の最近の諸傾向

Robert (Jacques), Les tendances récentes du régime politique français. は、北大法学部で一九七五年二月一九日に行なったスタフ・セミナーでの講演であり、明快な総括とジスカール・デスタン大統領政権の新傾向がわかり、有益であった（カッコ内筆者補足）。

まず、一九五六年憲法の改正による執行権強化・議会の抑制装置を概観、ドゴールとポンピドウ大統領下の制度の実態が、「統領（レピュブリク）制的共和国（コンシュレール）」（一九五八―一九六二年）から「選挙君主制」（一九六二―一九七四年。

cf. Robert, La Monarchie élective,) に移行したとし、この制度にどんなリスクがあるかを、大統領と首相の衝突 (cf. Robert, La dyarchie, Le Monde, 3—4 mars 1974) 、大統領支持の多数と議会における多数が対立する場合に分けて、検討。

ついで、ジスカール・デスタン大統領選出後の政治制度の変化が、同大統領の個性と彼を支持する政治勢力の変化によって惹起されてきたと、分析。大統領の憲法の考え方は、人民全体の（とくに不遇な境遇にある人々の）福利のため「博愛」を重視する「人民的共和国」(レピュブリク・ポピュレール) 構想であり、また、議院制形態を存続しつつも大統領制への傾向を強化しようという「議院制的大統領主義」(Robert, Présidentialisme parlementaire, Le Monde, 7 juin 1974) といってもよかろう。また、そのような共和制をより「人間的」ならしめる「変化」を推進する諸改革として、既に実現されたもの（成人年齢を二一才から一八才へ妊娠一二週間内の中絶合法化）と作業中のもの（受刑者の条件改良、離婚条件の緩和、企業内の労働者の経営・利益配分への参加の増大、予算制度改革、選挙法の改正により現多数代表制に比例代表的要素を加味）を紹介（ただし前掲ヴィアンソン・ポンテ論説一九七五年によれば、多くは改革実現せず。実現されたものとしては、離婚法、パリの新しい規則、六〇才定年制、手工業改善策。cf. du même, Le changement, Le Monde 5—11 juin 1975）。

さらに、新しい政治的事態として、大統領のほか、シラク首相がUDR（共和民主主義者連合）書記長に選ばれ、ポニアトウスキィ内相が独立共和派書記長に再選され、与党中二大党派を背景に「三頭制」(cf. Robert, Le triumvirat, Le Monde, op. cit.) ともいえる現象がみられる（この首相と内相との衝突はかなり屢々みられるといえよう。）。例えば、Nouvel Observateur 1 décembre 1975

さいごに、政党状況の変化であり、多数派内の最大政党であるUDRは、大統領選における党固有の候補者シャバン・デルマスの敗北で痛手を受け、シラク (cf. Un an de gouvernement Chirac, Le Monde h. ,29 mai 1975.) が再結束をはかっているとはいえ、同党の相当数の旧指導者（ジョベール、シャルボネル、シャバン・デルマス等）は実質的に離党した。独立共和派は、大統領選で勝ったとはいえ、その後期待した地位を国家権力内で与えられず、大統領の諸改革には賛成しかねるものがあり、相当数の党員は裏切られたとすら思っている（同党員の構成は、フランス社会では最も富んだ保守的階層が多い）。中道諸派は分裂している（民主中道派、共和中道派、左派改良派、急進党）が、多数派中の第三勢力として合同しようとしているが難かしかろう。反対党陣営においても、社会・共産両党の連合は完全ではなく、最近の印象では、共産党が突如社会党に対し共同綱領軽視を糾弾しはじめた。社会党が党勢を伸してきたことに対する、共産党の反発が原因だろう。

結局、このようなフランス政治体制の将来はどうなるのか。政

権「交替」が導入されるのか。大統領選で僅少差で敗れた左翼連合がいずれ権力を獲るであろうか……。現政権は、社共両党を相互に分離させ、極左・極右を切りすてて、自からの傘下に右翼穏健派から左翼穏健派に至る大幅な多数派を集めようとするであろう。それは社会民主主義ないし自由主義的家族の再結集という旧い夢であるのだが。

なお、同教授の講演「フランスの**大学改革**とその実績」(二月二〇日実施)については、本誌二六巻一号九〇—九一頁参照。

Denquin (Jean-Marie), Réflexions sur la durée du mandat présidentiel, in R. D. P., no. 5 1975, p. 1359—1395. 「大統領の任期についての省察」は、現行七年を五ないし四年に短縮し、大統領制的要素をさらに強化しようという動きについて詳しく検討(ヴデル、議院制と大統領制の間のフランス(深瀬訳)、ジュリスト、五五七号、一九七四年四月一日号一〇九頁参照)している。

Debré (Jean-Louis), Les idées constitutionnelles du général de Gaulle, L. G. D. J., 1974, 461 p. 「ドゴール将軍の憲法構想」は、同将軍の忠実な部下であり首相であったミシェル・ドブレの息子が、父から提供された側近・内部・未刊情報を含めた資料をもとに、ドゴールの憲法構想の全貌を整理分析集成した本格的研究である。ドゴールおよび彼の名を屢々冠せられる第五共和制憲法研究のため不可欠の重要文献の一つであるといえる。

同将軍の憲法構想が、前大戦のフランス解放前から練られ、第四共和制時代の反省を経て明確化され、第五共和制憲法制定にあたって適用され、同大統領が政治の実際の試練にあってどのようにそれを展開したかを、詳細実証的に論じている。別に資料集がある(後述)。

本書は、旧いゴーリスムが衰退しつつある最近の傾向の中で、フランスが産んだ偉大な英雄の残映を追うものであろうか。それとも憲法史的意義以上に、将来に向うフランス固有の憲法構想に光を与えるものであろうか。

Georgel (Jacques), Une certaine idée de la Constitution du pouvoir, in Publication de la Sorbonne 1975, p. 87—113. 「E・エリオの憲法思想」は、第三共和制的政治家の憲法思想を理解するための示唆的論文。

行政学について

Drago (Roland), Conception française de la science administrative. 「フランスにおける行政学の考え方」は、北大法学部で一九七五年一一月二八日に行なわれた講演であり、その内容の要

約は本誌（一九一頁）にある。そこで紹介された重要文献資料を筆者なりに若干整理して記しておく。

①基礎文献としては、最も最近のものとして、

Drago (Roland), Science administrative, Cours de Droit, 1975, 2 éd..

其の他近年のものを年代順に記すと。

Vedel (Georges), préface, Traité de science administrative, ouvrage coll., Mouton, 1966.

Gournay (B.), Introduction à la science administrative, Colin, 1966.

Déroche (H.), Les mythes administratifs, P. U. F., 1966.

Gournay (B.), Kessler (J. F.) et J. Siwek-Pouydesseau. Administration publique, P. U. F., Thémis, 1967.

Minot (J.), Hommes et administration, Gauthier-Villars, 1968.

Peretti (V. A. de), L'Administration, phénomène humain, Coll. L'Administration nouvelle, 1968.

Debbach, (C.), Science administrative, Dalloz, 2 éd., 1972.

Chevallier (J.) et Loschak (D.), Introduction à la science administrative, Coll. des mémentos Dalloz, 1974.

②基礎資料としては。

Bibliographie de la fonction publique, sous direct. H. Puget, 1948.

Bibliographie de l'administration française, sous direct. B. Gournay, 2 vols., 1961, 1967.

Bibliographie de la science administrative, sous direct. R. Drago, 1971, C. N. R. S.

Bulletin signalétique trimestriel de Science Administrative, (C. E. R. S. A.) C. N. R. S, 1971—.

この最後者は年次目録があり、行政学研究のための「基本的作業資料」になるはずといわれる。

Revue Administrative が代表的行政学誌であることは周知。

L'administration publique. Rec. des textes, Coll. U., Science administrative, Colin, 1971.

③現代行政学を三つの大きな流れに分類する。

a「構造的・制度的流れ」の文献として。

Grégoire (R.), La fonction publique, 1954.

Catherine (R.), La fonction publique, 1966.

Long (M.) et Blanc (L.), L'économie de la fonction publique, 1969.

Valentin, L'action administrative dans la vie rurale, 1962.

Bernard (P.), Le grand tournant des communes de France, Coll. U. science administrative, 1969.

Laversin (J. de), L'aménagement du territoire et la régionalisation, 1970.

cf. Groshens (J. C.), Droit administratif et science administratives en France, Rev. Adm. 1967, p. 657 et s.

b「社会学的流れ」の文献。

Crozier (M.), Le phénomène bureaucratique, 1963.

Crozier, Où va l'administration française?, 1975.

Crozier, Pour une sociologie de l'administration publique, R. F. S. P., 1956, p. 750 et s.

Soudet (P.), L'administration vue par les siens et par d'autres, 1960.

Meynaud (J.), Les groupes d'intérêt et l'administration en France, R. F. S. P., 1957, p. 573 et s.

Thoenig et Friedberg, La création des directions départementales de l'Equipement, phénomènes de corps et réforme administrative, 1970.

Thonig, L'ère des technocrates, 1973.

Pappalardo (J.), Etude sociologique du personnel d'un centre de tri (des P. T. T.), 1969.

Drago (R.), Etude relative aux décisions rendues par le Conseil d'État 1965—1966, C. E., Etude et Documents 1967 ; sur Tribunal administratif de Versailles 1967—1968, Et. Doc., 1968.

Gjidara (V. M.), La fonction administrative contentieuse. Étude de science administrative, 1972.

Catherine (R.) et Thuillier (G.), Introduction à une philosophie de l'administration, Coll. U., Science Administrative, 1969.

Catherine et Thuillier, Science administrative ; conscience et pouvoir, 1974.

c「組織学」の流れ。

Baratin (H. L.) et Guesdon (M. J.), Organisation et méthodes dans l'administration publique, 1971.

なお、フランス行政学の古典的文献として挙げられたものは。

Nicolas de la Mare, Le traité de police, 4 vols., 1707—1738.

Bonnin (Charles-Jean), Principes d'administration publique, 1812.

Ymbert (Gilbert), Moeurs administratives, 1825.

Vivien (Alexandre-François), Etudes administratives, 1 éd. 1845 ; 2 éd. 1850.

(cf. Pirotte (O.), A. F. Vivien (1799—1854), Contribution à l'étude d'un libéral autoritaire, thèse Lille, 1969 ; publ. 1972)

Chardon (Henry), Le pouvoir administratif, 1912.

Fayol (Henri), Administration industrielle et générale, 1916.

以上は、前回（本誌二五巻四号一五四—一五五頁）に「官僚制」について記したところを、大きく補充するものである。筆者は一九六八年渡仏ENA研究に際し、ドラゴ教授らの法学的行政学とグルネー教授らの政治（社会）学的行政学の傾向の違いを感じていたが、新進スフェーズ教授のドラゴ教授ら伝統的・法学的アプローチに対する「社会学・政治学的実態を重視するアプローチからの」真正面からの批判もあり（Hauriou et Sfez, Institutions politiques et droit constitutionnel, 1972, p. 494 et s. これに対し、ワリーヌ教授のドラゴ教授支持の立場からの反批判あり。R. D. P. no. 1, 1973. p. 304. 本誌二五巻四号一五五—一六三頁）、今後の論争の成行きが注目される。

（なお、スフェーズ教授の社会科学について、cf. Cauquelin (A.) et Sfez (L.), Un trajet : de la demande sociale à l'économie libidinale, R. F. S. P., no. 4, 1975, p. 740—773.）

Suleiman (Ezra N.), Politics, power, and bureaucracy in France : The administrative elite, Princeton University Press, 1974, 440 p.「フランスにおける政治権力と官僚制：行政的エリート」は、高級官僚の政治的役割についての、包括的・体系的・実証的研究である。アメリカでは「開拓的」と評されるが、フランスでもこれだけのまとまった研究はみあたらず、フランス行政学者の厳しい批判にもかかわらず（Siwerck-Pouydesseau, R. F. S. P., no. 2, 1975, p. 351—353）、有益な重要文献である。

Armstrong (John A.), The European Administrative Elite, Princeton University Press, 1973, 406 p.「ヨーロッパにおける行政的エリート」が、参照されてよかろう。

公法一般

Mélanges offerts à Marcel Waline, Le juge et le droit public, L. G. D. J., t. 1, t. 2, 1974, 858 p.「マルセル・ワリーヌ献呈論文集、裁判官と公法」は、フランス公法学とくに行政法学の泰斗である同教授に五七名の第一級公法学者が寄稿している。同

教授についての短評（ヴデル）、同教授自身の業績目録にはじまり、諸論文が取扱う領域は、比較法および外国法、税法、国際公法（以上第一巻）および公法一般（第二巻、三七論文、約三分の二の頁数）にわたっている。各論文は平均約一五頁の短篇であるが、今日的重要問題を検討し、優れた洞察を含む論稿が多く、現代フランス公法（裁判的側面）研究のため貴重な示唆に富み、全体として壮観である。

Philip (Loic) et Favoreu (Louis), Jurisprudence du Conseil Constitutionnel, in R. D. P., no. 5, 1975, p. 1307—1359.「憲法院の判例」が、引き続き紹介・検討されている。

右 Favoreu・Philip 共著の Les grandes décisions du Conseil Constitutionnel, Sirey, 1975. が従来の憲法院重要判決を知るため便利である。

なお、Conseil Constitutionnel の訳語について、筆者は、当初憲法評議会（ジュリスト一九六〇年一月）と訳したが、その後、違憲審査機関としての実体を表わすため憲法審査院と改訳（ジュリスト一九六二年二月）した。この訳も捨て難いよさがある（主たる実体を表わし、また原語のシラブルからくる語感からも）ように思うが、野田良之教授編「フランス判例百選」（ジュリスト一九六九年）で憲法院と訳されて以来定着の傾向にあり、国務院との対応もよい簡潔な訳語（憲法審査院を略する場合、審査院で切れてしまう）であるので、旧訳にこだわらず、今後は憲法院に一定することにした。

Santolini (Bernard), Le médiateur deux ans après, in Revue Administrative, no 165, mai-juin 1975, p. 257—267.「二年を経たメディアトウール」が、高級行政官の立場から、この新制度の実績を検討している。

経済行政法について

Drago (Roland), Mécanisme du contrôle juridictionnel sur l'administration économique.「経済行政に対する裁判的統制のメカニズム」は、ドラゴ教授の北大法学部一一月二九日スタフ・セミナーでの講演である。

経済的訴訟の増大、「自由主義的国務院」から「干渉主義的国務院」に移行した判例の傾向、経済的干渉主義は共通法に抵触する要因を多く含むが、裁判官は合法性のコントロールを通じて次第に裁判統制を拡げる傾向にあること、を国務院諸判決にそくして体系的に解明。

結論として、次の二点に最近の動向を要約。

①国務院は、経済的諸概念を法律的諸概念に転化して判決しつつあり（税法では既にそうなっている）、今日では、「一般的経済法」droit public

économique général が生れつつあるといえる。それら法律的概念が明確化されれば、裁判官は、経済的分野における多くの「法的諸要件」が明らかになり、裁判統制の範囲を拡大することになろう。②経済行政における行政庁の裁量権の範囲は拡大してきたといわれるが、むしろ、国務院の経済的事案に対する判決においては、「裁量権の後退のしるし」がみられる。明白な誤謬 erreur manifeste および行政庁に要求される正当性立証責任の法理により、動機 motifs の審査を拡大する傾向があるからである、と指摘（この講演のもとになる論文。Aspects du contrôle exercé par le juge administratif sur la politique économique がある。）。

フランスにおいては、経済法（学）の発達が行政法（学）に比べて遅れているといわれるが、右動向は参照しうるところがあるのではあるまいか。同教授は、わが国の薬事法違憲判決に対し「経済干渉主義の限界」をあらわすものとして（事情、次元の違いはともかく）、興味を示していた。

その他

「ジスカール・デスタン大統領のフランスの国防政策」については、ドゴール路線をつぎ、これに若干修正を加え、第三の核戦力国をめざし、また通常戦力の近代化政策をとりつつあること、これに対し核への疑惑や対独潜在敵国視についての疑問も目についた。

（Le Monde hébd. 27 mars, 25 sept., 13 nov. 1975, Nouvel Observateur, 17 nov. 8 et 22 déc.）

フランスにおける人権の現状

Robert (Jacques), L'état actuel des libertés publiques en France.「フランスにおける基本的人権の現状」は、ロベール教授の、北大法学部スタフ・セミナー（一九七五年二月二一日）および京都日仏関西学館（二月二四日）での講演であり、明快に現況と新傾向を説明。

まず、現行人権保障の法文（世界人権宣言、ヨーロッパ人権規約、一九四六年・一九五八年憲法前文、諸「原則」）とそれらの法的拘束力について述べ、人権保障が、法律による（に対する）保障、行政に対する保障、裁判所の前での保障の三次元にわたることを解明、人権保障の実際を論ずる。

個人的自由・人身の自由について、それが実際上侵害されている事例（尋問・予防拘禁の条件、監置処分の延長、拘置の条件）および私生活の侵害（住居、通信、肖像権等見える場合と、電話盗聴等隠微の場合）について述べ、それらに対し一九七〇年七月一七日法律（電話傍受の禁止、規制）や検討中の措置を紹介。精神的自由について、表現留保義務（裁判官、軍人等）、新聞・放送（ORTF）、外人の差別という三つの領域の微妙な問題を解説。さらに集団的自由として、結社の自由の保護（一九七一年憲法院判決を説明）、および集団行動

に対する規制としての「反毀損者（アンチ・カツツール）」法律に言及。

さいごに、右伝統的自由のほか、今日、新しい諸権利（生命権健康権良い環境享受の権利、文化に対する平等な権利等）が問題になりつつあること、フランス人は自由の意識（抵抗意識）が強くわずかの侵害にも敏感に反発することが、フランスをして「自由の国」たらしめている、と結ぶ。質疑応答・討論も活潑であった。本講演をもふまえ、一九七五年秋の公法学会（フランス法部会）で、中村報告が行なわれた（公法研究三八号に掲載予定）ので、（後述「基本的人権」部分も）参照されたい。

比較ないし外国公法

Wiéner (Céline), Vers une codification de la procédure administrative, P. U. F., 1975, 454 p.「行政手続の法典化に向って」は、行政手続を法典化することの重要性・得失・実績について概観したうえ、全面的行政手続法典ないし法案をもつ国々を四つに分類（①オーストリヤ、スイス、西独、②アメリカ、ノールウェー、スウェーデン、③ポーランド、チェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア、ブルガリア、④スペイン、ギリシア、）および部分的に法律化されている国々（日本、オランダ、ソヴェト連邦）につき、各国ごとに短いコメントをつけ法文を仏訳している。フランスにおいて類書のみあたらぬテーマについての参考文献として注目される。

Robert (Jacques), De Kakuei TANAKA à Takeo MIKI, in Mondes Asiatiques, no' 2, été 1975, p. 133—156. ; L'évolution récente des institutions japonaises, in Revue Internationale de Droit Comparé, no. 4, 1974, p. 733—746.「田中角栄から三木武夫へ」および「日本の諸制度の最近の進化」は、知日家ロベール教授のダイナミックな分析がみられ参考になる。日本語が読めなくても、ル・モンド誌等の情報だけで、基本的問題点を把握する眼光は鋭い。

Doré (Francis), Les régimes politiques en Asie, P. U. F., Thémis, 1973, 492 p.「アジアにおける諸政治制度」は、アジア全体の諸国の比較憲法的概説書として、開拓的な文献といえよう。

東南アジアを、イギリスの遺産継承国（インド、パキスタン、バングラデシュ、セイロンないしスリランカ、ビルマ、マレーシヤ、シンガポール、アフガニスタン、ヒマラヤ諸小国、タイ）フランス遺産国（ヴェトナム、ラオス、カンボジア）、オランダ遺産国（インドネシア）、アメリカ遺産国（フィリピン）に分類して概観（ヨーロッパ旧帝国の学者らしい見方である）、「極東の分割」状況を、独裁下の中国大陸、南北朝鮮、日本に分けて解説、最後に国家的統合・連邦制の問題を検討している。

わが国、アメリカにも、この種アジア比較憲法体系書が無い状況において、本書は概括的とはいえ、一つの試論として貴重な示

唆を含む。

Doré (F.), L'Inde d'aujourd'hui, P. U. F., 1974, 126 p.「今日のインド」は、基礎的データーが収録されており、便利。

Riksdag Suédois, Lois organiques de la Suede, Constitution, Règlement du Riksdag, Loi de succession au Trone, Loi sur la liberté de la presse, Stockholm, 1975.「スウェーデン憲法的法律の改正」は、英文もあり、一九七四年憲法改正についての解説・正文を掲せている。

（以上、F）

憲法体系書について

Hauriou (André), Gicquel (Jean) et Gélard (Patrice), Droit constitutionnel et institutions politiques, Éditions Montchrestien, 6e édition, 1975, 1152 p.

一九六六年に初版が出された故A・オーリュウの憲法体系書は、生前第五版まで版を重ねていた。本書第六版は、死後弟子のジッケル（パリ第十大学）教授およびジェラール（ルーアン大学）教授によって改訂されている。ジェラール教授が社会主義国の部分を担当し、残りの部分はジッケル教授が担当している。第一版は八二六頁であったのが、第六版では一、一五二頁になり内容が詳しくなっている。第六版の「序文」で、ジッケルおよびジェラール教授は「アンドレ・オーリュウは今は亡いが、その憲法への決定的な貢献は残っている。本体系書ならびに一九七一年および一九七四年に『公法・政治学雑誌』に発表した論文において、彼は基本的部分について憲法学を新しくした。我々が皆負っているオーリュウの発見は無数である。すなわち、主要なもののみあげても、古典的憲法と現代の挑戦、自由の科学的基礎、政治機構と経済発展水準との連関、さらには機構的な面をおろそかにすることなく高度発展社会（の分析）である」として、オーリュウ憲法学の位置づけを行なっているが、社会主義国のみならず発展途上国まで含めた比較憲法的視野や経済発展水準と憲法構造との関連づけなど、わが国の憲法学にも示唆するところが大きい。なお、A・オーリュウのスフェーズ教授と共著の体系書については、昨年度紹介した（北大法学論集二五巻四号一六二頁）。

第五共和制憲法制定資料について

Debré (Jean-Louis), La constitution de la Ve République, Préface de Michel Debré, P. U. F., 1975, 340 p.

第五共和制憲法制定にあたってのドゴールの指示、ミッシェル・ドブレによって起草された種々の草案、閣議での議論など未公

刊の資料を含めた憲法制定の資料集である。憲法制定に大きな役割を果したミッシェル・ドブレの序文とともに、本書は第五共和制憲法の研究に貴重な資料として利用できるものである。

基本的人権について

Livet (Pierre), L'autorisation administrative préalable et les libertés publiques, Préface de Jean Rivero, Bibliothèque de Droit public, t. CXVII, L. G. D. J., 1974, 334 p.

「事前の行政許可と基本的人権」は、自由と正面から衝突するものであるが、実際上各種の人権に対して加えられている行政上の許可制の問題に取り組み、人権法の一般理論を樹立しようと試みた優れた内容の博士論文である。全体は三部に分かれている。第一部「事前の許可の概念」では、種々の用語で表現されている事前の許可の概念が明らかにされている。第二部「事前の許可の領域」では、対象となる人権の種類によって許可制の適用のしかたが異なるところから、人身の自由および精神的自由のような個人的人格の諸自由については、許可制が最小限にしか使用されないこと、「営業の自由」や所有権のような経済的自由権については、許可制が最大限に使用されることが明らかにされている。第三部「事前の許可の一般理論試論」では、事前の許可の基本的性格、許可の賦与および拒否の形式、許可の効果について、許可をめぐる法理論が検討されている。

Cayrol (Roland), La presse écrite et audio-visuelle, collection《Thémis》, P. U. F., 1973, 628 p.

Balle (Francis), Institutions et publics des moyens d'information, Presse-radiodiffusion-télévision, collection《Université nouvelles》, Éditions Montchrestien, 1973, 696 p.

一九七一年度よりパリ法経社会科学大学（パリ第二大学）に、報道学士（licence en sciences de l'information）のコースが創設されたが、ここに掲げた二書は、主として学生に向けられたマス・メディアに関する全体像を知るのに有益な体系書である。

前書「新聞と視聴覚報道手段」は、フランスおよび諸外国における新聞、ラジオ、テレビを、歴史学的、法学的、経済学的および社会学的側面から扱うものである。全体は四部から構成されている。第一部「新聞、昨日から明日へ」では、新聞、ラジオ、テレビの歴史が扱われている。第二部「フランスにおける新聞」では、フランスにおける新聞の法体制、広告、新聞企業の集中および経営、ジャーナリスト、定期刊行物、ラジオおよびテレビの現状が明らかにされている。第三部「諸外国における新聞」では、

アメリカ合衆国、イギリス、イタリー、ドイツ連邦共和国、日本、中華人民共和国、ソビエトという七ケ国の新聞、ラジオ、テレビの状態が紹介されている。ちなみに、日本については、一四頁さかれている。第四部「《マス・メディア》の影響」では、マス・メディアの社会的、政治的な影響の問題が、幾つかの面から明らかにされている。

後書「報道手段の制度と公衆――新聞、ラジオ、テレビ」は、新聞、映画、ラジオおよびテレビを社会学的観点から扱っている。序章で「報道とその伝播手段の社会学入門」が扱われたのち、第一部「集合的伝播の諸道具」および第二部「公衆と聴衆」に大別され、それぞれ報道の送り手の制度や機能、受け手への効果などの問題が社会学的に究明されている。

Burbage (Robert), Cazemajou (Jean) et Kaspi (André), Presse, radio et télévision aux États-Unis, collection《U₂》, Armand Colin, 1972, 414 p.

「合衆国における新聞、ラジオおよびテレビジョン」は、アメリカ合衆国の新聞、ラジオおよびテレビの概説と資料を集めたもので、学生向のものである。

Thibau (Jacques), La télévision, le pouvoir et l'argent, Calmann-Lévy, 1973, 110 p.

「テレビジョン、権力および金」は、元フランス国営テレビ局副ディレクターによって書かれたもので、フランスのテレビがいかに番組における商業主義と報道における権威主義を生み出しているかということを告発したものである。

Brunois (Richard), Le Figaro face aux problèmes de la presse quotidienne, P. U. F., 1973, 222 p.

「日刊新聞の諸問題に直面するフィガロ紙」は、フランスの代表的な日刊新聞の一つであるフィガロ紙の創刊から現代までの歴史、企業の内部組織と特色、読者について検討を加えて、フィガロ紙の全体像を明らかにしている。

Dreyfus (Françoise), La liberté du commerce et de l'industrie, Préface de P. Weil, collection《L'Administration nouvelle》, Berger Levrault, 1972, 275 p.

「営業の自由」は、問題についての行政裁判所の判例を総合的かつ体系的に分析した優れた内容の博士論文である。フランスにおいて「営業の自由」は一七九一年三月二――一七日法――いわゆるダラルドのデクレ――で認められたが、憲法上明文で宣言されることはなかった。したがって「営業の自由」の内容は行政裁判所の

判例によって形成されたものである。第一部では、「営業の自由」が個人的自由として保護されていること、第二部では、それが経済的自由として経済的干渉主義の必要性によって侵害されていることが究明されている。第三部では、「営業の自由の原則」は、行政判例によって形成されたが、この原則の法的価値が不確かであること、そしてこの原則は憲法上の価値ではなく、法律上の価値を有していることが明らかにされている。なお、本書の書評として、M. W. 署名のものがある。(R. D. P., 1973, No. 6, p. 1813)。

Latournerie (Roger), Le droit fançais de la grève, Sirey, 1972, 791 p.

「ストライキに関するフランス法」は、元コンセィユ・デタ社会部部長による七九一頁にわたる大著である。フランスでは、憲法前文で、「罷業権は、それを規制する法律の枠内で行使される」と規定されており、法律による規制を予定しているが、今までストライキを規制する一般的な法律は制定されておらず、裁判所にその限界を定める権限が委ねられている。本書は、判例を素材に、裁判官の任務、ストライキ権の性質、スト中の企業の権利、ストライキの定義、スト権の濫用、ストライキの効果、ストライキと企業主の懲戒権、ストライキと公役務など問題を多面的に取り上げ、ストライキ権に理論的な検討を加えたものである。判例および学説が問題点ごとに詳細に参照されており、ストライキ権に関するフランス法の理論および判例の実際を知るのに格好のものである。なお、本書についてワリーヌ教授の書評がある(R.D.P., 1973, No. 6, p. 1817)。

Caire (Guy), Les syndicats ouvriers, collection 《Thémis》, P. U. F., 1971, 602 p.

「労働組合」は、パリ第十大学(ナンテール)教授のケールによって書かれたフランスの労働組合に関する体系書である。組合運動の歴史、労働者階級、そのイデオロギー、組合組織、組合活動などの問題が扱われており、本書はフランスの労働組合の全体像を知るのに便利である。

Capdevielle (Jacques) et Mouriaux (René), Les syndicats ouvriers en France, collection 《U_2》, Armand Colin, 1970, 126 p.

「フランスにおける労働組合」は、フランスの労働運動および組合活動に関する学生向けの資料集である。

(以上、N)